

福井県

グリーンボンド・フレームワーク



2023年9月

福井県

1. はじめに

(1) 福井県の概要

福井県（以下「本県」という）は、本州のほぼ中央に位置し、「越山若水」と称される豊かな自然・景観に恵まれた地域です。和紙や漆器等の伝統産業、眼鏡や繊維に代表される地場産業など、製造業の盛んなものづくり県であり、オンリーワンの技術を持ち、世界や国内でシェアトップを誇る企業が数多く存在しています。こうした産業の集積により、県民の就業率や正規就業割合が全国最上位にあるなど雇用環境は良好で、産業や雇用の安定は、暮らしの質の豊かさの確かな土台となっております。民間機関が実施している「幸福度ランキング」では 5 回連続で日本一に選ばれており、特に、安定した雇用環境や良好な教育環境、子育てのしやすさなどが高く評価されています。

(2) 環境への取組み

本県は 1995 年 3 月に制定した福井県環境基本条例において「地球環境の保全」を基本理念の一つとして掲げ、2000 年 3 月には「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、地球温暖化対策を進めてきました。2018 年には、「福井県環境基本計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度から 28%削減する目標を掲げたほか、2020 年 7 月には「福井県長期ビジョン」において、国に先んじて「2050 年の二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

2023 年 3 月に改定した「福井県環境基本計画」では、新たに、家庭・運輸・産業・業務などの部門別の削減目標を設定し、よりきめ細かく施策を展開していくこととしています。今後は、県民・事業者・行政などの各主体の連携をさらに強化し、省エネルギー化の一層の推進や、再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガスを発生させないエネルギーへの転換に取り組みます。併せて、気候変動の影響によるリスクに対応するため、適応策を進めていきます。

また、本県が目指す 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを導入するにあたっては、自然環境や生物多様性に対して著しい影響が生じることがないよう配慮し、進めていく必要があります。さらに、2024 年春には北陸新幹線の福井・敦賀開業、2026 年には中部縦貫自動車道（大野油坂道路）の全線開通が予定されており、交流人口や物流の増加などが見込まれています。まもなく始まる大交流時代にふさわしいまちづくりには、「越山若水」と称される美しい自然や、千年を超える豊かな歴史文化との調和が重要です。

その実現に向け、改定した環境基本計画では「次世代につなぐ豊かで美しいふくい環境」を基本目標とし、「地球温暖化対策の推進」、「自然と共生する社会づくりの推進」、「循環型社会の推進」、「生活環境の保全」などの各分野において様々な環境施策を総合的に推進していきます。

(3) グリーンボンド発行の目的

本県では、気候変動の緩和及び適応に関する施策を推進するための資金調達としてグリーンボンドを発行することで、CO₂ 排出量を削減する緩和策に加え、気候変動による自然災害の影響を軽減・回避する適応策を推進しながら、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着し、人と自然との共生が図られる取組みを進めてまいります。

また、グリーンボンドの発行を通じて投資家層の拡大による安定調達を実現するとともに、これを一つの契機として、県民、事業者、行政等のあらゆる主体とのパートナーシップによる持続可能な社会の実現に向けた取組みや気候変動問題への対応を金融面から推進してまいります。

2. 福井県グリーンボンド・フレームワークについて



グリーンボンド発行にあたり、調達資金の使途やプロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理、レポートングについて定めた「福井県グリーンボンド・フレームワーク」（以下「本フレームワーク」という）を策定しました。

本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則 2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」との適合性にかかるセカンド・パーティ・オピニオンを株式会社格付投資情報センター（R&I）より取得しています。

（1）調達資金の使途

調達資金は、以下のプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という）に充当される予定です。

ICMA 原則上の 事業区分	主な適格プロジェクト	想定される 環境面への便益	関連する SDGs
グリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の車両等整備 <ul style="list-style-type: none"> － 北陸新幹線の整備 － 地域鉄道の基盤整備 ■ 公用車の電動車化 <ul style="list-style-type: none"> － 電動車・充電設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> － 太陽光発電の導入 － 小水力発電の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 	
再生可能エネルギー エネルギー効率 グリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾地域の脱炭素化 <ul style="list-style-type: none"> － 敦賀港におけるカーボンニュートラルポート形成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> － 新築施設の ZEB 化（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）、ZEH 化（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented） － 公共施設・設備の省エネルギー化（空調等） － 照明の LED 化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー消費量の削減 	
生物自然資源及び 土地利用に係る環 境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> － 林道整備 － 公共施設等の木造化、木質化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の多面的な機能の維持・増進 	

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水産資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 漁港、漁場等の整備 - 持続可能な水産業のための教育・調査研究施設・設備の整備（県立大学先端増養殖学科の施設整備等） ■ 自然公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園における環境保全阻害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋環境・水産資源の保全 ■ 自然環境の保全 	
<p>気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 河川改修、ダム等の整備 - ため池、排水機場等の整備 - 災害発生時に緊急輸送道路として機能する中部縦貫自動車道の整備 ■ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山施設、地すべり防止施設等）の整備 ■ 高潮・高波対策 <ul style="list-style-type: none"> - 港湾施設（防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等）の整備 - 海岸保全施設（離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然災害リスクに対する防災機能の強化 	

(2) プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークにおいて対象となる各事業は、総務部財政課が、各部局へヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出、適格性を協議した上で選定し、財政課長が最終決定を行いました。対象となる各事業はいずれも、地方自治法及び関係諸法令に基づき策定され、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されているものになります。

また、適格プロジェクトは、各種法令等に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体で求められる届出の提出 ■ 環境アセスメントの手続き ■ 地域住民への十分な説明 ■ 低騒音・低振動型建設機械を使用するよう仕様書に明記
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体で求められる廃棄手順の徹底

<ul style="list-style-type: none"> ■ アスベスト等の有害物質の飛散 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生態系への悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業着手前の全体計画調査や環境アセスメントの手続き ■ 猛禽類等の絶滅危惧種の生息情報があれば影響調査を行い、繁殖行動に影響を与えないよう配慮
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全面の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受注者における安全施工措置等を定める

(3) 調達資金の管理

地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があります。したがって、本県グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中に適格プロジェクトに充当されます。

本県財政課では、予算編成の都度、県債管理表により全ての起債を管理しています。県債管理表は、県債充当額等を記録しており、本県グリーンボンドの調達資金についても、県債管理表にて充当プロジェクトと他の事業を区分して管理することで、調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトにそれぞれ紐づけられます。

なお、調達資金が全額充当されるまでの間、又は未充当資金が発生した場合には、当該未充当資金が充当されるまでの間、県の規定に基づき、本県の会計管理者が現金もしくは現金同等物で管理します。

会計年度の終了時には、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見とともに県議会に提出され、承認されることとなります。

(4) レポートニング

① 資金充当状況レポートニング

資金充当したプロジェクト及び充当金額を本県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後、充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示します。

② インパクト・レポートニング

資金充当したプロジェクトによる環境改善効果として以下の項目を、グリーンボンドの起債翌年度に開示します。

主な適格プロジェクト	レポートニング項目例
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の車両等整備 <ul style="list-style-type: none"> - 北陸新幹線の整備 - 地域鉄道の基盤整備 ■ 公用車の電動車化 <ul style="list-style-type: none"> - 電動車・充電設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量

<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電の導入 - 小水力発電の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 発電量 ■ 温室効果ガス排出削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾地域の脱炭素化 <ul style="list-style-type: none"> - 敦賀港におけるカーボンニュートラルポート形成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> - 新築施設の ZEB 化（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）、ZEH 化（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented） - 設備の省エネルギー化（空調等） - 照明の LED 化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ ZEB 認証、ZEH 認証の取得状況 ■ 温室効果ガス排出削減量 ■ 使用エネルギー削減量
<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 林道整備 - 公共施設等の木造化、木質化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 県産木材の使用実績
<ul style="list-style-type: none"> ■ 水産資源の保全・管理 <ul style="list-style-type: none"> - 漁港、漁場等の整備 - 持続可能な水産業のための教育・調査研究施設・設備の整備（県立大学先端増養殖学科の施設整備等） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 先端増養殖学科学生数 ■ 想定就職先
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園における環境保全阻害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 保全される動植物の種類、生息数
<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 河川改修、ダム の整備 - ため池、排水機場等の整備 - 災害発生時に緊急輸送道路として機能する中部縦貫自動車道の整備 ■ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山施設、地すべり防止施設等）の整備 ■ 高潮・高波対策 <ul style="list-style-type: none"> - 港湾施設（防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等）の整備 - 海岸保全施設（離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 整備箇所数、整備距離、整備面積 ■ 被害軽減効果

3. 参考書類

- ・グリーンボンド原則 2021 (ICMA)
- ・グリーンボンドガイドライン 2022 年版 (環境省)
- ・福井県環境基本計画 (2023 年 3 月)
- ・福井県長期ビジョン 2020→2040

以上